

## 答 申

諮問第60号

### 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「地図訂正の同意について 平成13年1月18日起案」（以下「本件公文書」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成21年7月22日付けで「平成13年1月18日付け 海建第7110号の全部開示」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のように記載して、平成21年8月5日付けで異議申立人に通知した。

#### (1) 開示しない部分

- ア 公図訂正チェックシートのうち、①個人の氏名（県職員を除く。）
- イ 公図のうち、②個人の氏名及び印影
- ウ 委任状のうち、③社団法人和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会理事長印影
- エ 所有者一覧のうち、④個人の氏名（土地所有者を除く。）及び印影
- オ 承諾書のうち、⑤個人の住所、氏名（和歌山市○○○自治会長及び○○○○○水利組合長の住所及び氏名を除く。）及び印影、⑥隣接地番（管理者が○○○自治区○○に關す

るものを除く。)、⑦〇〇〇〇〇水利組合長の印影、⑧和歌山市〇〇〇自治会長の印影、⑨印鑑登録証明書、⑩戸籍謄本、除籍謄本、戸籍の附票の写し

(2) 開示しない理由

ア 条例第7条第2号該当（上記①、②、④、⑤、⑥、⑨、⑩）

個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるものであるため

イ 条例第7条第3号ア該当（上記③、⑦、⑧）

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため

3 異議申立人は、平成21年9月10日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件公文書は、添付されていたはずの文書が毀棄されている。事実の存在を隠さずに開示せよ。」というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書並びに審査会における説明及び意見の陳述によって、公文書開示に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

(1) 古くから里道として使われていた道が、いつの間にか個人の名義になっており、なぜそのようなことになったのか和歌山地方法務局（以下「法務局」という。）において調査した結果、平成13年3月23日付けで和歌山県海草振興局長から地図訂正の申出がされ、当該申出に基づき地図訂正が行われたことが判明した。この経緯を確認するため、平成20年

秋頃、異議申立人外1名が海草振興局建設部管理課（以下「管理課」という。）へ行くと、職員が本件公文書を見せてくれた。その時の本件公文書は、かなり分厚くて、土地所有者の氏名が朱書きで書き入れられた「公図訂正後のカラーの図面」（以下「カラー図面」という。）、一部の土地所有者の承諾書が得られない理由を説明した理由書（以下「理由書」という。）及び地図訂正申出書等が綴られていた。職員にコピーを依頼したが拒否され、開示請求をするよう言われた。その場で、もう一度本件公文書を見せてもらおうと厚さが半分程度になっていた。

なお、カラー図面、理由書及び地図訂正申出書等は、法務局にもあり、写真撮影した。

その後、平成20年12月10日に本件公文書について開示請求する際に、公文書名が不明であったため、開示請求書に、法務局で写真撮影したカラー図面、理由書及び地図訂正申出書の写しを別紙として添付し、請求対象公文書を「公図に係る別紙文書の原本又は控えと当文書を綴じたファイル」と記載して開示請求した。

しかし、異議申立人が、実際に請求対象公文書を見ていたにもかかわらず、実施機関は、「保存期間の経過による廃棄のため」という理由で非開示決定処分を行ったため、平成21年2月10日付けで異議を申し立てた。

- (2) 平成21年2月10日付けの異議申立てに対する和歌山県情報公開審査会答申（答申第57号）は、異議申立人が管理課で実見した文書の開示を求める旨を明確にしているにもかかわらず、実施機関が地図訂正申出一件書類を対象公文書として特定し、保存期間の経過による廃棄を理由に非開示決定したことに対し、対象公文書を再度特定し、改めて開示決定をすべきであるとした。しかし、その一方では、本件公文書の添付書類として存在したカラー図面について、「海建第7110号文書に綴じられていないという実施機関の主張に不

合理的な点は認められないと判断することが妥当である。」としたが、「不合理的な点は認められない」とする根拠なしに、推測や憶測だけで判断している。

- (3) 当該地図訂正に際し、海草振興局建設部、和歌山財務事務所（以下「財務事務所」という。）及び法務局の3者で協議が行われた。そして、地図訂正一件書類は計3部作成され、管理課、財務事務所及び法務局に各1部提出されている。

理由書については、財務事務所と法務局に提出された文書には添付されていることから、本件公文書にも添付されていなければならない重要な公文書である。

また、カラー図面については、財務事務所が開示を受けた地図訂正同意願書にも添付されておらず、実施機関及び財務事務所において毀棄された可能性がある。

当該地図訂正一件書類には虚偽があり、カラー図面においては、土地所有者氏名が朱書きで書き入れられているが、異議申立人を利害関係者及び隣接土地所有者から除外するため、意図的に誤った氏名が記載されている。さらに、理由書においては、承諾をもらえない理由を捏造しており、それに添付された裁判記録も謄本ではなく虚偽のものである。これらの虚偽がある一件書類により誤った地図訂正がなされ、その地図は、現在も法務局に備え付けられている。

- (4) 本件公文書には、添付されていたはずの文書が欠落している。実施機関による文書毀棄のため、欠落状態で開示された。欠落部分を開示して欲しいという要求を無視して、実施機関の理由説明書では、「ただ単にない」というだけで理由を説明していない。

実施機関は、当該地図訂正一件書類のうち、虚偽があるカラー図面、理由書等の公文書を存在しないとして部分開示決定するなど、不正を隠すために証拠を隠滅している。

下記については、平成20年秋頃、異議申立人外1名が本件公文書に綴られていたことを確認した文書であり、その後

毀棄されたものと思われる。

- ① 4人分の承諾書（承諾書は実質15人分必要）
- ② 理由書
- ③ 偽造判決書
- ④ 土地所在図（公図訂正前と公図訂正後）に土地所有者氏名及び複数土地所有を示す眼鏡印を朱書きした図面（カラー図面）
- ⑤ 法務局備え付け地図の写しと称して申請書に添付している偽造図面
- ⑥ 地積測量図3枚
- ⑦ 現場地図
- ⑧ 旧公図

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が部分開示決定通知書及び異議申立てに対する部分開示処分理由説明書によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分について

平成12年当時、和歌山県知事（担当は管理課）は、国土交通省（旧建設省）所管の法定外公共物の管理を法定受託事務として行っていたため、地図訂正の申出を法務局に行うに当たり、対象区域に里道及び水路が含まれていた場合、管理課が地図訂正同意文書を作成していた。本件公文書は、地図訂正の同意について意思決定をするために、平成13年1月18日に起案したものである。本件公文書には、個人に関する情報や法人その他の団体に関する情報が含まれており、条例第7条第2号及び第3号アに該当するため、これらの部分を非開示とする部分開示決定を行った。

##### 2 条例第7条第2号該当性について

非開示とした情報は、個人の氏名、印影及び住所等であり、個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人が識別されるものであるため、条例第7条第2号に該当し、また、法令等の

規定により、又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではないなど、同号ただし書のいずれにも該当しないため、第2の2(2)アのとおり非開示とした。

### 3 条例第7条第3号ア該当性について

代表者印影については、法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第7条第3号アに該当するため、第2の2(2)イのとおり非開示とした。

### 4 異議申立人外1名が、平成20年秋頃に実見した公文書は、本件公文書であり、本件公文書には、その当時から異議申立人が管理課で実見したと主張するカラー図面、理由書等の文書は添付されていなかった。したがって、本件処分により開示し、又は部分開示した公文書以外の公文書は、存在しない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

- (1) 実施機関によると、地図訂正を社団法人公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下「協会」という。）に発注する必要がある場合、海草振興局建設部用地課（以下「用地課」という。）は、協会と締結した不動産登記等業務委託単価契約を基に、協会に地図訂正業務を委託する。受託した協会は、業務を行う担当の土地家屋調査士（以下「担当調査士」という。）を選任する。担当調査士は、現地調査、登記記録の調査等関係書類の調査及び必要に応じて土地所有者等との現地立ち会いを行い、更に法務局との協議により、当該地図訂正について承諾が必要な土地所有者等を確定する。また、地図訂正対象地域に国有地が含まれる場合は、当該国有地を所管する機関に地図訂正同意願書を提出する。そして、土地所有者等からの地図訂正承諾書を取りまとめるとともに、当該承諾書を含め必要な書類を添付し

て、法務局へ地図訂正申出書を提出する。協会は、地図訂正業務完了後、業務完了報告書に地図訂正済証等の成果品を添えて用地課に提出することとなっている。

なお、当該成果品については、協会への地図訂正委託料支払に関する支出票の根拠となる書類であり、和歌山県公文書管理規程に基づき、5年間保存された後、支出票とともに廃棄されている。

- (2) 本件の場合のように、地図訂正の対象となる区域に里道、水路及び県道が含まれる場合は、担当調査士が里道、水路及び県道の管理者であった管理課に地図訂正同意願書を提出する必要がある。

管理課は、担当調査士から願書の提出があれば、提出書類を確認するとともに現地調査を行い、地図訂正に異議がない場合は、決裁の上、同意書を交付していた。

本件公文書は、里道、水路及び県道の管理者としての管理課が、地図訂正の同意について意思決定をするための起案文書である。

- (3) 当審査会は、条例第27条及び第30条の規定に基づき、平成22年1月28日、海草振興局建設部において実地調査を行い、次のとおり確認した。

ア 本件公文書を閲覧したところ、カラー図面、理由書等異議申立人が毀棄された可能性があるると主張する文書については、見あたらなかった。

イ 書庫の調査を行ったところ、本件公文書は、平成12年度の「地図訂正同意書一件綴」の7冊目のファイルの最後に綴られていた。また、当該ファイル内の各起案文書ごとに綴りひも又はホッチキス等で綴じられていて、各起案文書をファイルから持ち出す際に、一部の書類が脱漏する可能性は少ないものと思われる。

なお、同時期に管理課が行った地図訂正同意に関する類似案件の公文書を精査したが、それらにおいても、本件公

文書におけるカラー図面又は理由書に相当するものは、いずれも添付されていなかった。

- (4) 別途、当審査会の指示により事務局が行った担当調査士への聴き取り調査では、地図訂正業務に関し管理課、財務事務所及び法務局に提出する文書は、提出先ごとに添付書類の必要性を判断するため、提出先によって添付書類の種類が同一でないことはあり得るとのことであった。
- (5) 審査会において、地図訂正同意願書に添付すべき書類等、地図訂正の実務を確認するため、和歌山県の他の建設部における地図訂正同意関係書類を精査したが、願書の添付書類の種類は、各建設部及び各事案において、統一されていなかった。
- (6) 異議申立人の主張、実施機関の主張、実地調査、諮問第57号における審理等により、異議申立人が本件公文書に添付されていたと主張する書類について、次のとおり判断する。

#### ア カラー図面について

①本件公文書は、管理課が地図訂正の同意について意思決定をするために起案した文書であるが、カラー図面は、地図訂正の申出業務を担当する用地課が法務局に提出した地図訂正申出書の添付書類である地図訂正前・訂正後の図面をコピーしたものに土地所有者氏名等が朱書きされたものであり、法務局に地図訂正の申出がなされたのは、管理課が地図訂正の同意をした約2か月後であること、②異議申立人が財務事務所から開示を受けた公文書にも添付されていなかったこと、③海草振興局建設部における実地調査で見あたらなかったこと、④管理課における同時期の類似案件の公文書にも添付されていなかったこと、⑤担当調査士によれば、提出先によって添付書類の種類が同一でないことはあり得ることから、作成者は不明であるが、地図訂正申出書が法務局に提出された後に作成された可能性が高いものと考えられる。

したがって、第3の2(4)において、異議申立人が存在したと主張するカラー図面については、担当調査士から管理課



に提出された地図訂正同意願書には、添付されていなかったと見ることに不合理はない。

#### イ 理由書及び判決書写しについて

地図訂正に当たって、土地所有者の承諾を必要とする土地の範囲は、法務局との協議によって決定され、その全員の承諾を得られなかった場合、通常は、地図訂正申出人が法務局に対し何らかの形でその理由を説明するものとは考えられる。しかしながら、理由書や判決書写しにより承諾が必要な土地所有者から承諾書を得られなかった理由を疎明する必要があるのは、用地課が法務局に対してであり、管理課が行った地図訂正の同意は、他の土地所有者と同様、里道、水路及び県道の財産管理者として行ったものであり、管理課が同意について意思決定をする際に理由書までは必要ないと判断したとしても、不合理とまでは言えず、また、上記アの③、④及び⑤の理由から、第3の2(4)において、異議申立人が存在したと主張する理由書及び判決書写しについては、添付されていなかったと見るのが相当である。

なお、理由書及び判決書写しについては、用地課に提出された協会からの成果品には含まれていたものと考えられるが、保存期間経過により既に廃棄されている。

#### ウ その他の文書について

第3の2(4)において、異議申立人が存在したと主張するその他の文書については、異議申立人が、法務局や財務事務所において確認した文書から、管理課への同意願書にも添付されていたであろうと推測したものと考えられる。

しかし、①和歌山県においては、地図訂正同意に関して、願書に添付すべき書類等については定めていないこと、②和歌山県の他の建設部における地図訂正同意関係書類を精査した結果、各建設部及び各事案により添付書類の種類に異同があり、異議申立人が存在したと主張する書類が添付されていたと認めるに足りる根拠が得られなかったこと、また、上記

アの③及び⑤の理由から、異議申立人が存在したと主張するその他の文書については、添付されていなかったと見るのが相当である。

- (7) 以上のことから、本件公文書以外に異議申立人が主張する文書があったと認めることはできない。

## 2 条例第7条第2号該当性について

- (1) 条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」については、原則として開示しない旨規定している。

その上で、同号ただし書では、次の情報については、例外として開示すべき旨規定している。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (2) 本件公文書に記載され非開示とされた第2の2(1)のうち①、②、④、⑤、⑥、⑨及び⑩は、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもなく、また、公務員等の職務遂行情報でもないことから、同号のただし書のアからウのいずれにも該当しない。

よって、これらの情報は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

### 3 条例第7条第3号ア該当性について

- (1) 条例第7条第3号では、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについては開示しない旨規定している。
- (2) 本件公文書に記載され非開示とされた第2の2(1)のうち③、⑦及び⑧は、いずれも代表者の印影であり、法人等に関する情報である。通常、法人等が事業に関して契約を行う際は、代表者印を押印することで当該契約が成立することからすると、これらの情報を公にすることにより、偽造等の不正使用につながるおそれがあり、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると言える。

よって、これらの情報は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

### 4 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、実施機関職員の対応に対する不満を述べたり、地図訂正において不正が行われた等の主張をしているが、当審査会は、条例第19条の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、異議申立人の当該主張の是非については、当審査会の判断するところではない。

## 第6 答申に至る経過

| 年 月 日      | 審査の経過     |
|------------|-----------|
| 平成21年10月1日 | ○諮問（実施機関） |

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 平成21年10月21日 | ○実施機関からの理由説明書を受理   |
| 平成21年11月2日  | ○異議申立人からの意見書を受理    |
| 平成21年11月13日 | ○審議                |
| 平成21年12月18日 | ○審議                |
| 平成22年1月26日  | ○審議                |
| 平成22年1月28日  | ○実施機関への実地調査        |
| 平成22年2月17日  | ○審議                |
| 平成22年4月27日  | ○異議申立人からの説明及び意見の聴取 |
| 平成22年5月17日  | ○担当調査士への聴き取り調査     |
| 平成22年5月21日  | ○審議                |
| 平成22年6月18日  | ○審議                |
| 平成22年7月16日  | ○審議                |
| 平成22年8月18日  | ○審議                |